

平成26年8月 全員協議会

平成26年8月18日（月曜日）

勅使河原 正之 議員（自由民主党）



※ [全員協議会について](#)

勅使河原正之議員

自由民主党福島県議会議員会の勅使河原正之である。

まず最初に、文部科学省に質問する。

原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）の和解案に東京電力（株）への強制力がなく、被害者が十分に救済されないとの指摘がある。

そこで、和解案に東京電力（株）への強制力がないADRの仕組みについて、所見を聞く。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

今回の事故による原子力損害賠償に関しては、原子力損害賠償法に基づき、事業者である東京電力（株）が実施することとなっているが、原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）において、一律に賠償すべき損害の範囲や項目を示すことができる事項について、その損害賠償の目安を示した指針を策定した。

東京電力（株）はこの指針に沿って賠償を実施することになっており、同社による直接の賠償が進んでいる。その上で、賠償請求したが同社からの回答に納得できず、交渉がまとまらなかった場合、和解仲介を求めてADRセンターに申し立てできることになっている。センターにおいては、被災者がより迅速に和解仲介を受けられるよう調査官が申し立て内容の整理を積極的に行うとともに、人員増による体制強化により、その円滑な進捗を図っている。そうした取り組みにより、本年7月末時点では、ADRセンターの既済件数（対応済み件数）のうち82%で和解が成立している。

我々としては、現在の枠組みにおいて、賠償全体としては着実に進んでいるのではないかと受けとめており、引き続きこの枠組みのもと、しっかり対応していきたい。

勅使河原正之議員

ADRセンターは、原発事故被害者から原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速かつ公正に紛争解決することを目的として設置された公的紛争解決機関である。しかし現実には、原発事故被害者が国や東京電力（株）に慰謝料等を求めた集団訴訟を起こしており、今年度初めの時点では原告総数6,808人、17地域・支部であるが、その後も広がりを見せている。

これは、加害者である国や東京電力（株）が被害者を査定する賠償システムでは不十分であり、「ふるさと喪失」という原発事故特有の被害については、司法判断に委ねるしかないとの思いが原因とも言われている。

そこで、現在の賠償制度は不十分と言わんばかりの被害者訴訟の広がりに対し、どのように考えているか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

原子力損害賠償法に基づき、原賠審において、一律に賠償すべき項目や内容が定められるものについては指針を示した。

それに基づき東京電力（株）はしっかり賠償を行う。同社が勝手に判断するのではなく、類型化できるものは原賠審がしっかり指針を定めており、その上でADRセンターの体制強化を図りながら和解仲介に努め、賠償が円滑に進むよう対応している。

議員指摘の個別の裁判内容等について述べる立場にはないが、そうした枠組みにより、原子力損害賠償全体の進捗について、今後もしっかり対応していきたい。

勅使河原正之議員

原賠審の指針をもとに東京電力（株）が基準を定め、国から資金援助を受けて賠償金を支払うシステムとなっているが、指針を逆手にとった東京電力（株）の不誠実な対応に対する被災者の不満が、和解申し立てや訴訟に向かわせているとの指摘がある。

指針の趣旨に沿った賠償がきちんとされているかどうか追跡調査が必要だと思うが、「東電基準」の検証に対する考えを聞く。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

文部科学省としては、原賠審による指針の策定、ADRセンターの円滑な運用によりしっかり対応してきており、その上で東京電力（株）による賠償の実施状況について、これまでも随時原賠審で聴取してきている。

現時点においては、昨年12月に原賠審が策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（中間指針第四次追補）に基づき、東京電力（株）が具体的な賠償を開始している。追補に基づく東京電力（株）の新たな基準や賠償の実施状況については、原賠審において適切な時期にその確認等を行っていく。

勅使河原正之議員

2月23日の毎日新聞によれば、「東電基準」では、被害者が東京電力（株）従業員である場合には、被害者が避難区域外に転居した時点で、避難慰謝料の賠償等を打ち切る対応をしていることが明らかになったとのことである。避難指示区域等に居住していた被害者は、原発事故に伴う放射性物質放出を原因として政府等の指示に基づき避難したものであり、事故以前の居住形態やその後の転居の有無、時期によって左右されるものではないと考える。

そこで、東京電力（株）に対し、原賠審の指針の趣旨に沿って、全避難者に寄り添い個別具体的事例に対して真摯に対応するよう厳しく指導したと思うが、状況把握のため、経緯を説明願う。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

東京電力（株）が社員の慰謝料や避難費用に関し、支払いを打ち切った等の報道がなされたことは承知している。

東京電力（株）を指導する立場の資源エネルギー庁としては、基本として、まず社員であるかどうかではなく、まさに個々の被害実態に合わせて賠償すべきと従来から指導しており、報道後にも改めて指導した。

重要な点は避難しているかどうかであり、東京電力（株）は避難者が社員であったため、わかるところで個々の事情を判断したものだが、一般住民についてはそこまでの事情を知るだけの情報を持っていないことがほとんどである。したがって、基本的には議員指摘のとおり、避難が継続されていれば指針に従った損害賠償がなされている。

勅使河原正之議員

原賠審は、昨年12月の中間指針第四次追補に「避難指示の長期化に伴う精神的損害」を新設したが、対象は原則として帰還困難区域からの避難者のみとなっている。

原発事故被災地には、浪江町、富岡町、南相馬市、飯館村などのように、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域が混在している地域があり、これら地域では、帰還困難区域外でも除染が進まない、局所的に放射線量の高いホットスポットが残るなどの事情があることに加え、ふるさととは先祖代々受け継いできたもので代替性のないものであることから、一本の線引きでは割り切れず、被害の実態を正確に捉え切れていないとの声がある。

そこで、これらの声に対してどのような所感を持っているか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

原賠審が策定する指針は、避難指示が解除される時期の見込みなど避難指示区域の特性に応じ、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域ごとに一律に支払われるべき賠償の目安を示したものである。

指針は地元自治体の意見、要望を踏まえて策定してきたが、昨年12月の第四次追補では、帰還困難区域の住民に対し、長年住みなれた住居及び地域が長期間にわたり帰還不能となり、そこでの生活断念を余儀なくされたことへの精神的苦痛、いわゆるふるさと喪失に対する慰謝料として、長期避難に伴う精神的損害を一括賠償することにしたものである。

他方、居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、指針にも示しているが、日中の立ち入りが可能であり自宅修理も可能であること、本格的な除染、インフラ復旧の計画があること、解除見込み時期が示されていることから、引き続き1人当たり月額10万円を目安として精神的損害等を賠償することとしている。

なお、指針では同時に、指針に明記されていない損害についても個別具体的事情に応じ、事故との相当因果関係があれば賠償の対象とすることを明記している。したがって、大臣名による文書を含め、東京電力（株）に対し、この趣旨に沿い、合理的かつ柔軟な対応を求めてきており、引き続きこのような対応をしっかりとっていきたい。

勅使河原正之議員

中間指針第四次追補においては、避難指示の長期化に伴う精神的損害について、大熊町と双葉町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を一括賠償の対象とした。

大熊町と双葉町は、町の大半が帰還困難区域であり、人口、主要インフラ及び生活関連サービス拠点が帰還困難区域に集中していることがその理由と聞いているが、例えば浪江町や富岡町のように、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域など3区域に分かれる町などは、同じ町でありながら余りにも賠償に差が出ることから、住民同士の気持ちの溝がますます深まるとの懸念の声がある。

そこで、この賠償格差について、国としてどのような考えを持っているか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

原賠審の指針においては、避難指示解除時期の見込みなど避難指示区域の特性に応じ、一律に支払われるべき賠償の目安を順次示してきた。あわせて、指針では区域ごとに賠償の目安を示しているが、指針に明記されていない損害についても個別具体的事情に応じ、相当因果関係があれば賠償の対象となることを明記しており、その趣旨に沿い、東京電力（株）にしっかりと対応するよう指導してきている。

避難指示区域の特性に応じ、目安として賠償指針を策定している趣旨を理解願えばありがたい。

勅使河原正之議員

原発事故に伴う避難先での新たな住宅取得など、新しい賠償指針に示された損害賠償の上積みについて聞く。

報道によれば、原賠審事務局において、帰還困難区域の4人家族（給料収入がある30代の夫、妻、子供2人）が県内都市部の避難先で住宅を取得する際の賠償総額を試算したところ、精神的、家屋、宅地等の賠償額の合計は1億675万円になるとのことである。

失われた価値分を補填する本来の賠償の考え方から、住居確保損害という賠償項目の追加であり、かなり踏み込んだ内容との評価がある反面、移住者と帰還者で賠償額に差が出るなどの指摘もある。

そこで、居住制限区域、避難指示解除準備区域の避難者が家を建てかえる場合の帰還者への賠償額と、帰還を諦めて移住先で新しい家を買う場合の賠償額について、それぞれ提示願う。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

原賠償が策定した指針において、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難者が帰還するために負担した費用として、住宅については、もとの住居の新築価格と事故前の価値との差額の75%を上限として、実際に負担した修繕または建てかえに要した費用が賠償すべき損害として位置づけられている。

また、移住することが合理的と認められる場合、住宅については、もとの住宅の新築価格と事故前の価値の差額の75%を上限として、住宅取得のために実際に発生した費用が賠償すべき損害と位置づけられている。

なお、宅地に関しては、避難指示の解除等により、居住していた土地の価値が回復し得ることも考慮し、新たに取得した土地の価格と従前の価値との差額の75%に相当する費用が賠償すべき損害と認められている。

勅使河原正之議員

確認のために聞くが、居住制限区域、避難指示解除準備区域に家を持つ避難者が、移住することが合理的と認められて賠償を受けたとき、賠償者に所有権が移転するのか、賠償を受けても割合分所有権が残るのか。賠償者の代位の考え方について聞く。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

議員指摘の所有権の代位については、一般則ではあるが、民法第422条に「全損賠償した場合には所有権が代位する」旨の規定がある。

しかし実際は、第四次追補以前の財物賠償について、東京電力（株）が全損賠償を行う場合でも所有権は取得していない。したがって、もともとの財物賠償の段階でも、東京電力（株）は所有権を取得することなく、本人に残したまま賠償している。

その上で、第四次追補では、新しい家の購入または帰還して建て直す場合の追加費用を支払うことを定めている。従来の財物賠償でも所有権を取得しておらず、今回の第四次追補に基づく賠償においても所有権を取得する予定はない。

勅使河原正之議員

仮に、居住制限区域で避難指示解除が延び、全損の賠償を受ける事態を想定した場合、今の説明のとおり、帰還困難区域と同じ扱いになるのか。確認のために聞く。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

居住制限区域または避難指示解除準備区域の解除見込み時期は4～5年となっているが、財物賠償は6年で全損となっている。そのため、仮に居住制限区域の年数が延びて6年となった場合、全損の賠償金額となる。ただ、所有権の代位については、帰還困難区域と同様、行う予定はない。

勅使河原正之議員

そうすると、移住して賠償を受けても、居住制限区域、避難指示解除準備区域に持っていた土地の所有権は残るとのことであるから、賠償を受けた後に他人へ土地を売却することも可能と考えてよいか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

結論からいえば、売却は可能である。

ただ現在、避難指示が出ており、通常の不動産取引が行われていない状態であるため、売却は非常に難しいと考えている。また、東京電力（株）が賠償を行う際に、不動産取引が一般的に行われていない現状から、一定の取引回復まで売買を控えるよう依頼している。なお、これは居住制限区域、帰還困難区域の差によって生じるものではない。

勅使河原正之議員

一般的には不動産売買は行われていないというが、移住して賠償を受けたほうが、結果として資金援助を多く受けたことになり、帰還を諦める人が増加するのではないかと思うが、考えを聞く。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

移住が合理的と認められた避難者、帰還した上で家を建て直す避難者について賠償額を比較した場合、賠償項目は異なるものの、金額としては結果的に非常に似た額になる。

まず建物に関しては、新しい家をよそで買って、戻って建て直しても、基本的にかかる費用は同じである。土地については、避難先で取得した場合、一定の取得費用が発生する。逆に戻った場合には、土地代は発生しないが、家を建て直すに当たり解体費用が別途かかる。もちろん、土地代の差額と解体費用は必ずしも同じではないが、我々が計算してみると、避難者が受け取る金額そのものについて、いずれも大きな差はないと認識している。

勅使河原正之議員

原賠償は、昨年12月26日、中間指針第四次追補に帰還困難区域の住民への追加賠償を盛り込んだのを最後に開かれていないが、避難者を取り巻く環境は日々変化していることから、新たな指針を策定する時期が近づいているのではないかと。そこで、新たな指針策定について考えを聞く。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

先ほど来述べているとおり、原賠償が昨年12月に第四次追補を策定し、現在、東京電力（株）がその追補に基づく賠償を具体的に開始したところである。

我々としては、新たな賠償が動き始めたところであるので、今この時点で、直ちに見直しの議論を行うべき状況とは認識していない。ただ、東京電力（株）による賠償実施の状況確認については、原賠償においてしっかりやっていきたい。

勅使河原正之議員

復興庁に質問する。

ほかの土地で被災地と同等の土地や家を購入するには、資金不足が考えられる。国は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資による対応を考えているようだが、本県の場合、東日本大震災に加えて原発事故という特異性がある。

ふるさとでの生活を取り戻せない避難者にとって、新たな生活に踏み出すための生活再建資金は、東京電力（株）からの賠償金が頼りであり、まず賠償金の支払いを受けなければ、新しい土地、建物を取得することはできない実態にある。

そこで、「戻れない」を選択した住民の立場に十分配慮した賠償実現のためにも、避難指示区域については、融資制度のさらなる充実が考慮されるべきと思うが、考えを聞く。

復興庁福島復興局次長

議員指摘のとおり、避難指示解除を受けた避難者に対しては、現在、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度が利用できるよう措置されている。

具体的には、当初5年間については融資金利0%、6～10年目は通常金利から約0.5%引き下げという仕組みを設けているが、この拡充については、県や地元自治体、関係省庁と連携をとりながら引き続き検討を進めていきたい。

議員指摘のとおり、帰るか、帰らないかというインセンティブにかかわる問題だと認識している。

勅使河原正之議員

よろしく願う。

次に、経済産業省に質問する。

東京電力（株）は、原発事故により移転を余儀なくされた法人・個人事業者や農業経営者に対し営業損害に係る賠償金を支払っているが、避難区域の復興がおこなわれている中で、賠償の終期は明確にされていない。

原賠償は、「被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を支払いを打ち切る終期とすることが合理的であり、帰還後も損害が継続または発生した場合も賠償の対象となる」としているが、「従来と同等の営業活動」の定義については触れていない。

そこで、終期の具体的基準については、いつ示すことになるのか。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

避難指示区域内の事業者に係る営業損害については、商工業は来年2月まで、農林業は平成28年末までを一旦の区切りとして、これまで一括払いで支払っている。

この考え方については、もともと指針の中に公共用地の移転補償も参考にすると考え方があり、公共用地に関する移転補償は商工業2年、農林業3年が基準であることから、その倍の期間分をこれまで一括で支払ってきた。

したがって、賠償の論理としては、一旦は移転も含めた形で支払っているが、議員指摘のとおり、復興のおくれ等により、事業再開している方もいれば、していない方もいる。我々としても今、事業団体等からいろいろな形で話を聞いているところであり、東京電力（株）が最終的に支払いを行う営業損害の考え方について、つまり、来年3月以降の商工業の対応について、どのような扱いをするか検討しているところである。

まだ時期を示せる段階ではなく、検討途上であるが、終期前に何らかの形で示せるよう鋭意検討を進めている。

勅使河原正之議員

昨年末に、田畑に関する損害賠償請求の受け付けが開始されたが、山林賠償は先送りされていると聞いている。

立木の評価は、立地条件、自然的条件、林道整備状況、木材市場動向等に大きく影響され、専門家でも鑑定評価は難しいと聞いているが、賠償は時間との闘いでもあり、賠償のおくれのために、避難者がみずからの将来を描けないのが現状である。

東京電力（株）は昨年1月、賠償の迅速化等を目的として福島復興本社を設置し、約1万人の体制で対応しているというが、賠償手続に要する時間に大きな変化はなく、復興本社設置の効果は見えていない。

そこで、これらの状況や、東京電力（株）の組織体制がうまく機能していないことに鑑み、早期に賠償支払いを完了するよう東京電力（株）を指導すべきと思うが、考えを聞く。

資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官

議員指摘の山林、立木の賠償については、まさに今検討途上であり、それほど遠くない時期に示すことができると考えている。私自身が今賠償の検討に関与しており、森林組合を初め順次、直接説明を行っているところであり、進捗状況に

については自分でも押さえている。早期に支払い基準をつくって支払うことは極めて大事であるので、きょうの指摘も踏まえ、検討を加速させたい。

次に、東京電力（株）福島復興本社については、昨年1月に発足し、動き出している。

賠償に関しては、特に財物賠償を進める中で、どうしても現地を確認したり、個々の話を聞かなければならないケースがふえている。そのため、まずはそういうところに人を割き、そこで滞ることがないように進めているが、さらにこの7月からは、東京にいた管理職を順次こちらへ移しながら、個々の相談を受付できる体制を準備している。

復興本社については、資源エネルギー庁としても、福島復興のために東京電力（株）が何ができるかを考えながら、引き続きしっかり指導していきたい。

勅使河原正之議員

政府は6月12日、原発事故の被害者への賠償ルールを定めた原子力損害賠償法を見直すための初会合を開いたと報道されている。福島第一原発の事故で法の不備が指摘された電力会社の免責規定の明確化が焦点であるが、同日、日米両政府が開いた「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」において、原発事故の国際的な賠償を定めた条約である「原子力損害の補完的な補償に関する条約」（C S C条約）の加盟に向け、秋の臨時国会に承認案を提出する方針を表明したと報じられている。

そこで、原子力損害賠償法の見直しと条約加盟に向けた法改正の議論は、本県の賠償金支払い等に今後影響を及ぼすのか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

C S C条約の内容については、まだ検討途上ではあるが、我々としては、国際的な原子力損害賠償制度に参加することに伴う意義とともに、C S C条約への加盟がまさに今、事故で迷惑をかけている福島第一原発の廃炉や汚染水対策に向けても、知見を有する外国企業の協力を得やすい環境を整えることになるのではないかとということも加味しながら検討している。

そのような中で、6月12日に、内閣官房副長官が主宰する「原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議」の第1回会議を開催した。この会議においては、原子力損害賠償制度の見直しにはいろいろな論点があるが、まずはC S C条約加盟に向けた検討を最優先に進めることとされた。あわせて、その場で官房副長官から発言があったのだが、この見直しが現在進行中の福島での賠償に影響を及ぼすものではないことを確認している。

勅使河原正之議員

再度復興庁に質問する。

復興庁が5月27日に公表した「東日本大震災における震災関連死の死者数」によれば、本県の震災関連死者数は1,704人であり、直接死の1,603人を上回っている。年齢層別では、66歳以上が1,550人で全体の9割を超えている。

震災関連死については、遺族の申請を受け、市町村がみずから設置した審査会の意見等を踏まえて認定事務を行っているが、長引く避難生活により高齢者は急激に弱ってきており、審査に当たり、震災や原発事故との因果関係の判断が難しいケースがあるとの指摘がある。

そこで、原発事故と死亡との因果関係を判断する際の審査について、どのように考えているか。

復興庁福島復興局次長

震災関連死については、つらい仮設住宅暮らしの中で、その健康状態を維持していくのは非常に重要であると認識しており、被災者の見守りや相談等にしっかり取り組んでいきたい。

一方、因果関係について、現在復興庁では、東日本大震災で受けた負傷の悪化等により亡くなり災害弔慰金の支給対象になったケースをカウントしている。

弔慰制度そのものについては、住民に最も身近な市町村が自治事務として個別事案ごとに判断していくべきものと認識している。

勅使河原正之議員

原発事故から3年5カ月が経過した今も、ふるさとへの帰還時期が見通せず、避難者が精神的に追い込まれ関連死がふえ続けていることから、心のケアや見守りなど早急な対策が必要である。

そこで、震災関連死防止のため、どのように取り組んでいくのか。再度考えを聞く。

復興庁福島復興局次長

見守りや震災関連死防止対策については、福島再生加速化交付金事業等により相談員を育成し、それらの相談員や自治会あるいは何らかの施策により外部から人を呼び、見守りや生活相談等に携わってもらうことを考えていきたい。

先般、内閣府原子力被災者生活支援チームが、福島再生加速化交付金における相談員育成・配置事業について、相談員制度の具体的な制度設計を公表したところであるが、地元自治体と相談しながら、そういうものの活用を進めていきたい。

そのほか、被害者の生活、健康対策については、従来から東京でも厚生労働省を初め関係省庁が集まってワーキンググループをつくり、話し合い等を行っている。引き続きいろいろな意見を聞きながら施策の充実に努めていきたい。

勅使河原正之議員

原発事故子ども・被災者支援法が衆参両院の全会一致による議員立法として成立し、昨年10月に基本方針が策定された。

子ども・被災者支援法は、被災者の生活と地域再建について、経済や産業の復興のみに目を向けひたすら住民帰還を急ぐだけでなく、放射線リスクや生活条件に対する被災者それぞれの判断を尊重し、「人間の復興」を目指す趣旨で制定されたと聞いている。

子ども・被災者支援法に基づく被災者への支援として、自主避難している母子避難者に対する高速道路無料措置や、公営住宅への入居の円滑化に対する支援等が具体化されたが、健康、医療、子育て支援など施策の充実及びその財源確保が重要だと思う。

支援法制定から2年が経過し、基本方針発表から間もなく1年となる。この間、多くの被災者からさまざまな意見や要望が寄せられたと思うが、子ども・被災者支援法に係る基本方針の課題や総括について聞く。

復興庁福島復興局次長

子ども・被災者支援法の基本方針においては、法律制定後、基本方針策定時までに要望が多かった、福島県外における個人線量計による外部被曝測定や、借り上げ住宅の期限延長などの施策を盛り込んでいる。このほか、福島県の子供たちを対象として、自然体験活動の県外実施など新たな施策も盛り込んでおり、現在、施策対象の拡充等も行っている。

議員指摘のとおり、隅々まで十分行き届いているかといえば、まだまだ要望も多くあり、県議会を初め被災者から直接意見を聞きながら、施策の拡充にさらに取り組んでいきたい。そのための財源としては、先ほども述べたが、福島再生加速化交付金や既存予算等を十分活用しながら充実させていきたい。

勅使河原正之議員

原発事故被害者にとって心のよりどころにもなっている伝統文化、地域の文化遺産、墓地等についても、住民の要望等にしっかり耳を傾け、今後ともきめ細やかな対応を行うよう心から願い、質問を終わる。